

四 国 ・ 愛 媛



恵み、めぐるまち、まさき。

保育施設利用のてびき

※このてびきに記載する「保育施設」には認可外施設は含みません。



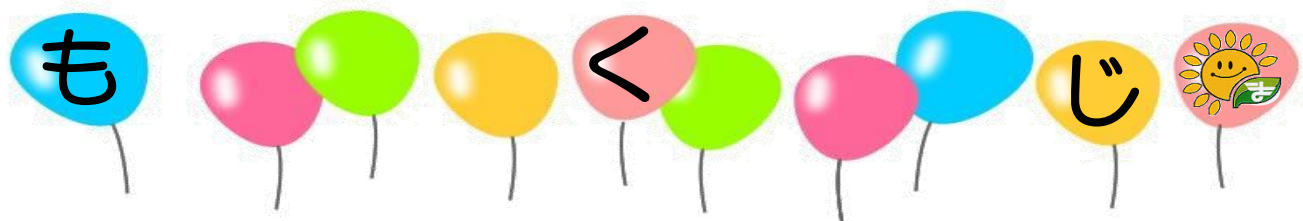
松前町キャラクター マッキー

〒791-3120 伊予郡松前町大字筒井710番地1

松前町総合福祉センター2階 子育て支援課 保育幼稚園係

TEL: (089) 985-4116 FAX: (089) 985-4158

令和7年9月 現在



◆利用申込みの前に	2 ページ
◆利用申込みの流れ	3 ページ
◆利用申込みについて	4 ページ
・ 年度初め（4 月）からの利用を希望する場合	
・ 年度途中からの利用を希望する場合	
◆教育・保育給付認定について	5 ページ
◆「教育・保育給付認定証」の有効期間	5 ページ
◆利用申込みできる事由・保育必要量の区分	6 ページ
◆利用申込み書類	7 ページ
◆保育料（利用者負担額）について	9 ページ
◆保育料の無償化について	10 ページ
◆延長保育について	13 ページ
◆広域利用について	13 ページ
◆障がいのある子どもの入所について	13 ページ
◆利用調整（入所審査）について	14 ページ
◆利用の内定について	14 ページ
◆利用の保留について	14 ページ
◆その他の保育サービス	15 ページ
1 一時預かりについて	
2 認可外保育施設について	
3 子育て援助活動支援事業	
4 病児保育について	
◆松前町内保育施設一覧	17 ページ
◆松前町内保育施設位置図	18 ページ
◆教育・保育給付認定申請書の書き方	19 ページ
◆記入上の注意	21 ページ
◆こんなときは手続きが必要です	22 ページ

利用申込みの前に

申込みができる施設の確認

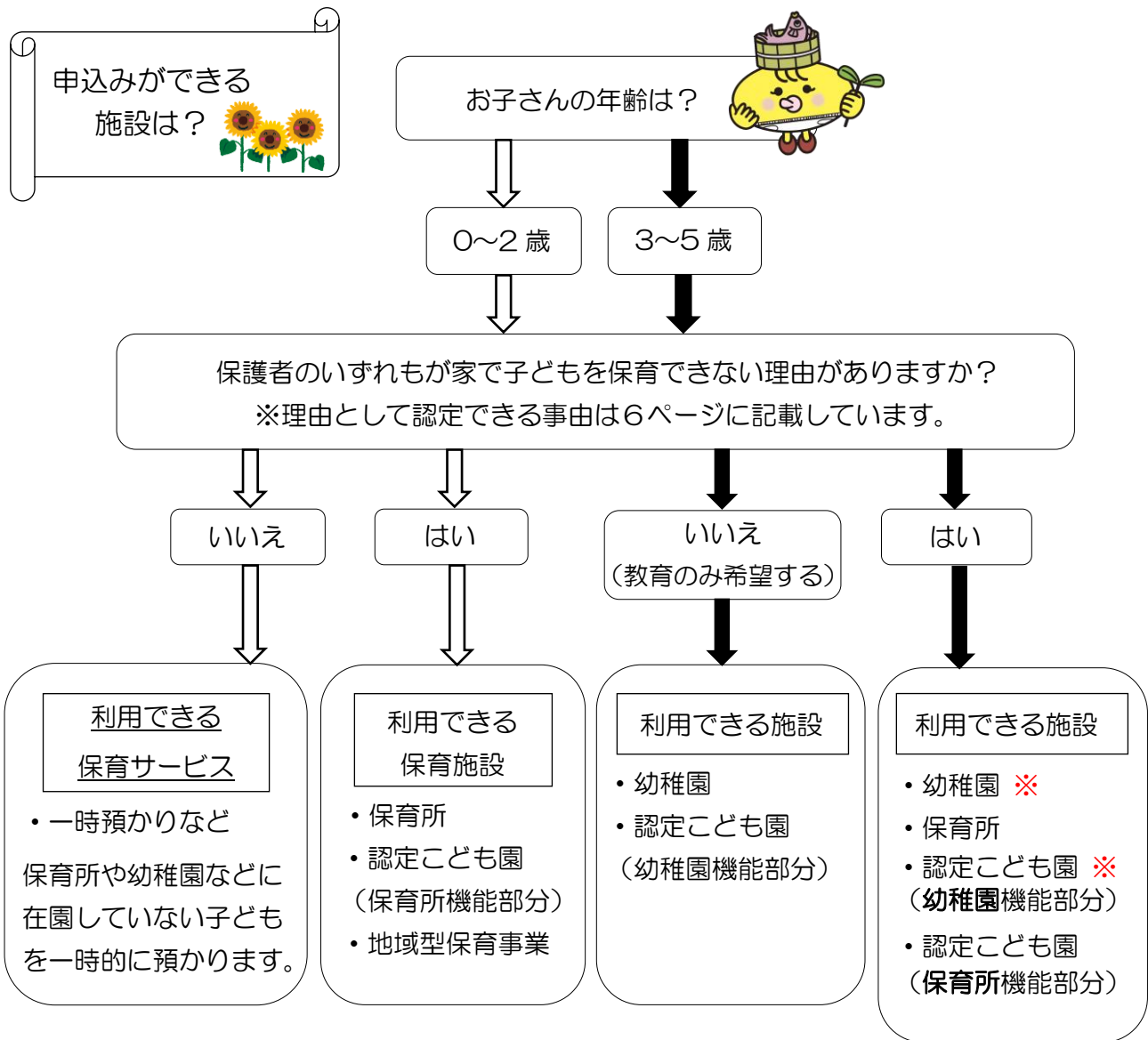
利用申込みができる施設は、原則、松前町内の施設ですが、保護者の勤務先がある市町の施設を希望する場合など、町外施設の利用申込みができる場合がありますので御確認ください。

対象の保育施設

○保育所

○認定こども園（保育所機能部分のみ。幼稚園機能部分は施設での手続きとなります。）

○地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業など）



※ 保育が必要な事由に該当する場合でも、幼稚園籍で入園される場合は、1号認定を受けることになります。

利用申込みの流れ

見学することで、送迎経路や所要時間、園独自の制度（休園日や費用）、雰囲気などを知ることができます。

※必要書類は全て揃えてください。不足書類がある場合は、受付できません。



準備期間

- ・施設の見学（施設に直接問い合わせてください。）
- ・子育て支援課窓口で申込の概要について確認 など

利用申込み （給付認定申請）

締切日までに申込み（締切日については次のページを参照。）

- ・3か月より前でも申込みできますが、利用決定直前の状況で審査する必要があるため、2か月前に就労証明書等の再提出が必要です。また、先着順ではありません。

給付認定を 受ける

教育・保育給付認定証を受け取る。

- ・住所地に送付します。給付認定は保育の必要性を証明します。

利用調整 （入所審査）

希望施設や年齢毎に、施設が受入可能な人数に応じて優先度の高い子どもから入所承認（利用決定）します。

調整結果

入所希望月の前月20日頃に住所地に送付します。

（例：7月入所希望の場合、6月20日頃に送付）

※審査状況により前後する場合があります。



利用内定

保留

※結果発送は初回審査時のみです。いずれかを送付します。

利用内定

- ・保育所入所承認通知書（保育所（園））
- ・利用保育施設決定通知書（保育所（園）以外）

保留（入所待ち）

- ・保育の利用保留通知書

※状況に変更がなければ年度末まで引続き審査を行います。

※入所が可能になれば改めて通知します。

内定施設で面談

- ・利用が内定した場合は、内定施設で面談（児童同伴）を行います。
- ・子どもに障がい等がある場合、施設が加配（施設での生活をサポートする保育士等）が必要か判断します。施設の職員数等の関係で入所・利用ができないことがありますのであらかじめ御了承ください。

※申込前に希望施設で事前面談することで、当該希望施設について職員数等を理由に利用できない可能性があるか事前に確認できる場合があります。事前面談を希望する場合は、施設に御相談ください。

入所・入園

- ・利用契約を締結します。

※保育所（園）の利用契約は入所承認通知書の発送及び面談後の施設の利用承諾をもって町と利用者が契約したことになります。その他の保育施設の利用契約は施設と利用者が直接行います。

利用申込みについて

年度初め（４月）からの利用を希望する場合

受付期間	１０月中 ※９月下旬頃にホームページでお知らせします。 また、広報まさき（１０月号）にも掲載予定です。 ※申込時に住民票が松前町にない人は、お住まいの自治体にお問い合わせください。		
受付場所	●松前町総合福祉センター２階 子育て支援課 窓口	●町内保育所（在園児の兄弟姉妹に限る）	
受付時間	平日 ８時３０分～１７時１５分 土・日・祝日は受付できません。	●町内認定こども園	平日 ８時３０分～１７時 基本的に土・日・祝日は受付できません。
結果発送	２月末～３月上旬 ※住所地に送付します。 保留となったときは、状況に変更がなければ５月以降も引続き審査を行い、利用が可能となった場合のみ改めて連絡します。		

年度途中からの利用を希望する場合

入所希望月	受付締切日※	受付場所・時間・結果発送
５月	３月末まで	●松前町総合福祉センター２階 子育て支援課 窓口 平日 ８時３０分～１７時１５分 土・日・祝日は受付できません。 （月末が休みのときは <u>直前の開庁日</u> が締切です。） ※年度途中入所の受付場所は、松前町役場子育て支援課の窓口のみとなります。 ●結果発送は入所希望月の前月２０日頃 ※結果発送は、審査状況により前後する場合があります。 ※保留となったときは、状況に変更がなければ年度内は引き続き審査を行い、利用が可能となった場合のみ改めて連絡します。
６月	４月末まで	
７月	５月末まで	
８月	６月末まで	
９月	７月末まで	
１０月	８月末まで	
１１月	９月末まで	
１２月	１０月末まで	
１月	１１月末まで	
２月	１２月末まで	
３月	１月末まで	
※注意事項	上記の締切日は、 <u>町内の施設のみを希望する場合</u> です。町外の施設を希望するときは、施設所在地の自治体が締切日を別に定めていますので、締切日に間に合うように提出してください。（松前町役場が受付し、施設所在地へ送付します。）	

- 入所希望月の３か月より前に申込みした場合、審査直前の状況で判断するため、入所希望月の２か月前に就労証明書等の再提出が必要です。また、審査は先着順ではありません。

例年４月時点で定員超過に近い状況となっているため、年度途中の利用申込みは、定員超過等により利用できない場合があります。

教育・保育給付認定について

保育施設を利用するときは、給付認定を受ける必要があります。松前町では「教育・保育給付認定申請書」を提出することで、給付認定と保育施設の利用申込みを同時に行うことができます。

「教育・保育給付認定証」は、入所承認・利用決定のお知らせではありません。給付認定証は家庭の保育の必要性が認められると交付されますが、保育施設が定員超過等の理由で受入れできないときは、保留（入所待ち）となります。

認定区分	保育必要量	年齢	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3歳以上	教育を希望する子ども	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	保育標準時間 保育短時間	3歳以上	保育の必要な子ども	・保育所 ・認定こども園（保育所機能部分）
3号認定	保育標準時間 保育短時間	3歳未満	保育の必要な子ども	・保育所 ・認定こども園（保育所機能部分） ・地域型保育事業 （小規模保育、事業所内保育等）

「教育・保育給付認定証」の有効期間

給付認定証には認定期間があり、「保育が必要な事由」によって有効期間が異なります。期間を過ぎると保育施設は利用できません。また、期間満了時には、引続き保育施設を利用する理由があり、かつ、期間内に給付認定の変更（延長）手続きを行わないと退所（退園）になります。

退所（退園）後に再度利用を希望するときは、新規と同様に申込みしていただき、審査を経ることになります。再度利用できるとは限りませんので御了承ください。

保育が必要な事由	有効期間	
	2号認定	3号認定
就労	卒園まで	満3歳 誕生日の前々日まで ※誕生日前日以降も保育の利用が必要だと判断した場合、町が職権で2号認定に切替えます。 （保護者からの申請は不要です。）
求職活動	2か月間	
妊娠・出産	出産予定日 + その前後2か月間（計5か月間）	
育児休業 ※育児休業取得前から保育施設を利用している場合	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する月の月末まで ※育児休業事由で利用する間は転園できません。 ※その他、要件を満たす場合は最長で当該年度末まで利用することがあります。	
介護・看護	介護・看護が必要な期間	
疾病・障がい	療養が必要な期間	
就学（職業訓練含む）	就学期間（訓練期間）終了日の属する月の月末まで	
災害復旧	復旧に必要な期間	



※転入・転出を伴わない転園は給付認定が引継がれるため給付認定証は大切に保管してください。

※求職活動で認定を受けたときで事由が変更となった場合は、認定変更手続きが必要です。

※就労事由で入所後、妊娠により退職した場合は、出産予定月の2か月後の月末で退所（退園）となります。

※就労していても、初めて申込みをする入所希望月が出産予定月をはさんで、産前・産後各2か月の計5か月間の場合、保育の必要な事由は「妊娠・出産」となりますので、産後2か月で退所（退園）となります。また、育児休業取得期間中の在園はできません。

利用申込みできる事由・保育必要量の区分

利用申込みできる事由

保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合です。

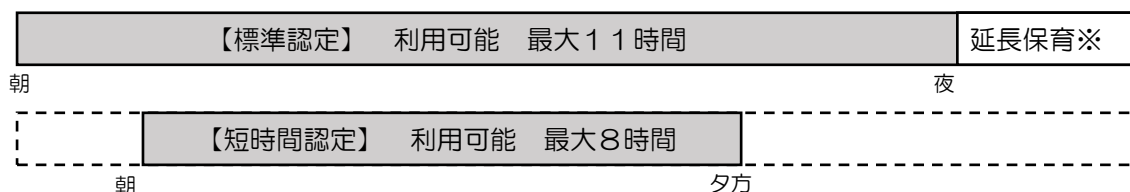
保育が必要な事由	保育必要量の区分	説明
就労 (会社等の勤務、 内職、自営業、 育児休業明け)	証明書類の 勤務時間で判断	1か月に <u>64時間以上</u> 労働しているとき。(休憩時間含む) ※勤務時間や勤務場所までの通勤時間を考慮し、必要量を決定します。
求職活動	短時間	求職活動を行っているとき。 ※2か月間
妊娠・出産	標準時間	妊娠中又は産後間がないとき。(予定月とその前後2か月間)
育児休業	短時間	既に保育施設を利用しており、新たに育児休業を取得する間も引き続き保育施設を利用することが必要であると認められるとき。
介護・看護	状況で判断	親族の介護や看護をするとき。
疾病・障がい	標準時間	保護者が疾病や障がいを有するとき。
就学(職業訓練を含む)	状況で判断	学校に就学している又は職業訓練等を受けているとき。
災害復旧	標準時間	震災や風水害、火災等の復旧にあたっているとき。
虐待・DV	標準時間	虐待やDVのおそれがあるとき。
その他	状況で判断	前各事項に類するとして認められるとき。

- 求職活動で申込みをしたときは、入所月の翌月末までに就職して、就労証明書を提出してください。提出できないときは退所(退園)となります。
- 育児休業明けで申込みをしたときは、入所月の月末までに職場復帰して、復帰後の就労証明書を提出してください。提出できないときは退所(退園)となります。なお、あらかじめ職場には、復帰期限までに復帰が可能か確認してください。
- 発達等が気になる子どもは、受入れ体制を考慮する必要がありますので、利用申込みや施設で面談を行う際に必ず相談してください。相談しないときは、入所承認や利用決定後であっても入所できない場合があります。

保育必要量の区分

保育が必要な事由で判断されます。

※「保育施設一覧」のページに施設ごとの保育時間を掲載しています。



※上記の具体的な時間は、施設によって異なります。

※保育必要量(標準時間・短時間)の認定は、保育が必要な事由により松前町が行いますので、希望する必要量が認定されるとは限りませんので御了承ください。
 なお、標準時間で認定されたときは、保護者の申出により短時間に変更することができます。

利用申込み書類



- (1) 保育施設利用申込み書類チェックリスト
- (2) 教育・保育給付認定申請書・・・子ども1人につき1枚
- (3) 家庭状況調査票
- (4) 保育の必要な事由の証明書類（保護者と65歳未満の親族（義務教育の学生除く））
- (5) アレルギー疾患等に関する調査票・・・子ども1人につき1枚
- (6) 重要事項確認書兼同意書
- (7) ひとり親世帯等、該当する人のみ必要な証明書類（P8に記載しています。）

※書類は、松前町役場子育て支援課の窓口、又は松前町公式ホームページにも掲載しています。

※必要書類は全て揃えて提出してください。不備がある場合は受付できません。

●「保育が必要な事由の証明書類」について

※保護者は必ず必要です。同居の65歳未満の親族が提出しないときは、審査時に減点されます。
義務教育の学生は提出不要です。

保育が必要な事由		必要書類
就 労	会社等に勤務 (パート勤務含む)	☐ 就労証明書
	内職	☐ 就労証明書
	自営業 又はその手伝い	☐ 就労証明書 ☐ 自営業を行っていることが証明できる書類の写し 確定申告書、個人事業の開業届出書、営業許可証、登記事項証明書、 耕作証明書、出荷伝票、売上伝票、売買契約書、会社のパンフレット、領収証等
	育児休業明け	☐ 就労証明書又は 育児休業取扱通知書の写し（育休期間、復帰後の勤務時間・日数の記載が必要） <u>※入所月の月末までに職場復帰し、復帰後の就労証明書の提出が必要です。</u>
求職活動		☐ 求職活動申立書 ☐ ハローワーク登録証の写し ※入所月の翌月末までに就職し、「就労証明書」の提出が必要です。提出しない場合は、退所（退園）となります。
妊娠・出産		☐ 母子手帳（表紙・出産予定日記入ページ）の写し
親族の介護・看護		☐ 介護・看護申立書 ☐ 介護・看護が必要な同居親族が手帳等の交付を受けていないときは、療育手帳、診断書又は要介護認定を受けた介護保険被保険者証の写し ※手帳等 … 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
保護者の疾病・障がい		☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は診断書
就学（職業訓練含む）		☐ 在学証明書（学生証の写し、合格証書の写し） ☐ 在学期間や時間割が分かる書類の写し
災害復旧		☐ 申立書（保育が必要な状況について、詳しくお書きください。） ☐ 罹災証明書がある場合は証明等
その他		☐ 町長が必要と認める書類

●次の世帯状況に該当するときは、以下の書類の写しも提出してください。

※保育施設の利用申込み後や利用中に下記の世帯状況に該当した場合は、子育て支援課保育幼稚園係まで連絡していただき、必要書類を提出してください。

世帯状況	必要書類
ひとり親世帯	・ひとり親家庭医療費受給者証
	□所得制限により交付されていない場合は次のいずれかを提出 ・戸籍謄本 ・遺族年金証書
在宅障がい者（児）のいる世帯	□身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書を交付されていない場合は、療育手帳を提出
同番地に生計が別の親族がいる世帯	各世帯宛ての光熱水費の伝票（同月分・同種類のもの）
兄弟が幼稚園等に通っている	在園証明書（保育施設の利用開始以降のものを提出してください。）

●「課税（所得）証明書」について

課税（所得）証明書又は非課税証明書の提出が必要なときがあります。

※提出後に税額が変更したときは、子育て支援課保育幼稚園係まで連絡してください。

未申告の人（控除対象配偶者は除く。）で市町村民税額が確定していない人は、申告が必要です。

※証明書を提出しないとき又は、申告しないときは、国の通知に基づき保育料が最高額で仮決定されます。

●「兄弟の在園証明書」について

保育施設を利用する子どもの小学校就学前の兄や姉が次の施設を利用する場合、在園証明書を提出することにより保育料（利用者負担額）が軽減される場合があります。

対象施設

- ・特別支援学校の幼稚部 ・情緒障害児短期治療施設通所部
- ・児童発達支援及び医療型児童発達支援

特別支援学校幼稚部（県内）

●松山盲学校幼稚部 ●松山聾学校幼稚部 ●しげのぶ特別支援学校幼稚部 ●宇和特別支援学校（聴覚障害部門幼稚部）

児童発達支援

●愛媛県立子ども療育センター	●児童発達支援センター あゆみ学園	●松山市畑寺児童発達支援事業所
●親子通園・くれよん	●児童発達支援センター天使園	●多機能型事業所てらす
●親子通園 みのり	●松山市児童発達支援センターひまわり園	●てらす美沢
●コロロ松山教室	●重心型児童発達支援ひなたぼっこ 1・2	●フレンドリー
●済生会なでしこハウス	●育はぐプラス	●こども発達サポートにこら
●指定多機能型事業所 くるみ園	●KID ACADEMY 松山校	●児童発達支援ルームあすたむ
●発達支援ルーム でこぽん	●ちゅーりっぷ	●児童発達支援センター 伊予くじら
●児童発達支援事業どんぐり	●うさぎの里 児童発達 放課後等デイサービス	●てらす岡田
●にじいろ	●ほのかのおひさま	●児童発達支援センター ユニコーン
●ひだまりクラブ	●児童発達支援&放課後デイサービス えるむ（得夢）	

※対象施設の一部を記載しています。

認可外保育施設は対象となりませんので御注意ください。

※兄弟の利用する施設が対象となるか不明なときは、子育て支援課保育幼稚園係までお問い合わせください。

保育料（利用者負担額）について

●保育料の決定について

- ・保育料は、4月1日時点の子どもの年齢と父母の市町村民税所得割額をもとに毎年4月と9月に見直されます。なお、決定通知は、3月と8月の下旬頃に送付しています。
- ・原則、父母の市町村民税所得割額で算定しますが後述の通り同居の祖父母等を合算する場合があります。
- ・年度途中で3号から2号に変更となったときでも年度内は3号の金額となります。

【保育料のイメージ】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年前の市町村民税額に基づき決定					1年前の市町村民税額に基づき決定						

切り替え

- ・保育料は、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）を差引く前の所得割額で決定します。
- ・未申告や所得証明書が未提出などの場合、最高額で仮決定します。（所得割額の確定時期が遅い場合、保育料は最高額のままとなることがありますので御注意ください。）
- ・税額が変更となった場合は、対象月にさかのぼって保育料を変更し、追徴・還付する場合があります。（ただし、前年度以前分は対象外です。）

●保育料の算定で父母以外の者が合算される場合について

- ・生計が父母の収入のみでは成り立っていないと判断したときで、祖父母などの直系尊属の同居親族がいる場合、最も収入が多い者を「家計の主宰者」と認定し父母と家計の主宰者の所得割額を合算して保育料を算定します。※住民票が別でも、同番地の場合は同居親族となります。
- ・父母以外の親族が同番地のとき、各世帯宛ての光熱水費のいずれかの伝票（同月分・同種類のもの）を提出し、生計が別であることを証明できる場合は、父母以外の親族は保育料の算定の対象から外れます。
- ・生計が父母の収入で成り立っているかどうかは、父母の1年間の収入と生活扶助基準額（生活最低費）を比較して判断します。1年間の収入では成り立っていないと判断したときでも、直近3か月の間、継続して成り立っていると判断できる場合は、父母の所得割額のみで保育料の再算定を行います。

※御不明なことがありましたら子育て支援課保育幼稚園係までお問い合わせください。

●保育料について

- ・保育料は、月単位で決定します。保育必要量等の変更により保育料が変わるときは、利用者負担額変更通知書を送付します。
- ・保育料は、保育施設の運営に必要です。期日までに納付をお願いします。また、保育料の口座振替に御協力ください。
- ・保育料に滞納がある場合、申出により児童手当の支給額を保育料の支払いに充てることができます。対象者には申出書類等を送付します。
- ・保育料を滞納した場合、利用調整（入所審査）に影響します。（兄弟姉妹分も含みます。）

保育料の無償化について

保育所・認定こども園（保育所籍）を利用する3歳から5歳までの子ども（その年の4月1日現在の年齢）の保育料が無償化になります。

● 3歳から5歳までの子ども（4月1日時点の年齢）

- ・無償化の期間は3歳から5歳までの小学校就学前の3年間です。
（3歳児クラスから5歳児クラスまで。2歳児クラスに在籍していて年度途中で3歳になった子どもは対象外です。）
- ・通園送迎費や行事費、設備費、給食費等は、保護者の負担です。
延長保育料も保護者負担（無償化の対象外）です。
ただし、市町村民税所得割額57,700円（ひとり親世帯等の場合は77,200円）未満の世帯全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは副食費（おかず、おやつ等）が免除されます。
※第3子のカウントは、小学校入学までの範囲です。
小学校1年生以上の兄・姉はカウントしません。

● 0歳から2歳までの子ども（4月1日時点の年齢）

・第1子について

0歳から2歳までの子ども（4月1日時点では2歳で年度途中で3歳になった子どもを含む）は、無償化の対象ではありません。

ただし、市町村民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯は無償化の対象です。

※小規模保育事業、事業所内保育事業を利用する上記の子どもも同様です。

・第2子以降について

課税世帯でも、保育所等を利用する子どもが2人目以降（認定保護者からみて最年長の子どもを第1子とカウントする）の場合、町独自の取り組みで無償化の対象となります。
（町独自の多子世帯に対する保育料無償化の詳細については、P12参照。）

◇3歳から5歳までの障がいのある子どもが利用する児童発達支援等の利用者負担額が無償化になります。また、0歳から2歳までの子どもについても無償化の対象となる場合がありますので、詳細は福祉課障害福祉係へお問合せください。

◇保育所・認定こども園（保育所籍）を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、無償化されません。

◇保育所・認定こども園（保育所籍）を利用する方は、無償化にあたって、新たな手続きは原則必要ありません。

●保育料の無償化に伴う給食費について

令和元年9月までは3歳児から5歳児の給食費分は、主食（お米など）分については直接、副食（おかず）分については保育料の一部として、お支払い、または現物を持参していただいていた。令和元年10月から保育料は無償化されましたが、給食費については引き続き保護者の負担となります。



●保育料（利用者負担額）一覧／月額

※3歳児以上（4月1日時点の年齢）の保育料は無償となります。

ただし、給食費、通園送迎費、行事費、設備費等は保護者負担です。

（円）

階 層 区 分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（3歳児未満）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	保育料無償化対象		0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0
C	市町村民税所得割非課税世帯 （均等割のみ課税世帯）			12,600 (0)	12,300 (0)
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1 所得割額 12,000円未満			17,000 (8,000)	16,700 (7,850)
	D2 所得割額 48,600円未満			18,700 (8,850)	18,300 (8,650)
	D3 所得割額 60,000円未満			20,400 (9,000)	20,000 (9,000)
	D4 所得割額 77,200円未満			24,800 (9,000)	24,300 (9,000)
	D5 所得割額 97,000円未満			30,000	29,400
	D6 所得割額 115,000円未満			36,000	35,300
	D7 所得割額 133,000円未満			40,100	39,400
	D8 所得割額 169,000円未満			43,500	42,700
	D9 所得割額 211,300円未満			45,300	44,500
	D10 所得割額 247,000円未満			47,200	46,300
	D11 所得割額 301,000円未満			52,400	51,500
	D12 所得割額 301,000円以上			58,600	57,600

※年齢は、4月1日時点の年齢です。

※年度の途中で3号認定から2号認定に変更した場合は、年度内は3号認定の金額のままです。

※（ ）内の金額は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）等のいる世帯の金額です。

※利用者負担額のほかに、保育施設によって実費徴収や上乗せ徴収費がかかることがあります。

詳細については保育施設に確認してください。

●多子世帯に対する保育料の減免措置について（令和6年4月～）

松前町独自の取組として、0～2歳児の保育料は、第2子以降のお子さんであれば、世帯の所得やきょうだいの年齢に関わらず、無償となります。※3歳以上は、どなたも保育料無償となっており、通常、副食費のみ御負担いただきます。

町で世帯状況を確認できる場合は、手続きは不要ですが、年の離れたきょうだいがおり、別居している場合などは、個別に確認しますので子育て支援課保育幼稚園係までお問い合わせください。

	未 就 学 児		小学生以上
同一世帯での きょうだい順	 第3子	 第2子	 第1子
R5年度まで	第2子 半額負担	第1子 全額負担	カウント対象外
R6年度から	第3子 無償	第2子 無償	第1子 カウント対象

●その他の保育料減免措置・3～5歳児の副食費の免除について

① ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯に対する保育料の減免

対象世帯	対象の子ども	減免措置
C 階層	全て	無料
D1～D4 階層	第2子以降	無料

② 副食費が免除になる対象世帯（3歳児以上）

対象世帯	対象の子ども	減免措置
A～D3 階層の一部 (57,700 円未満)	全て	免除
ひとり親世帯・在宅障がい児（者）の いる世帯 かつ D3 階層の一部～D4 階層 (57,700 円～77,200 円未満)	全て	免除
小学校就学前で保育施設等を利用して いる子どもが3人以上いる世帯 かつ D3 階層の一部～D12 階層 (57,700 円以上)	第3子以降	免除



延長保育について

保護者の就労時間等により、保育時間を延長できる施設があります。

	施設名	延長時間	受入年齢	利用条件	料金
標準時間	松前ひまわり保育所 白鶴保育所	19時 まで (平日のみ)	満1歳以上	- 保護者の就労形態等により延長保育が必要であること。 - 幼児食へ移行していること。 - 利用月の末日までに1歳を迎えること。	月額 2,500円
	認定こども園 エンゼル幼稚園	19時 まで	満1歳以上	詳細は各保育施設にお問い合わせください。 	
	認定こども園 コモドまさき園	19時 まで	4か月以上		
短時間	認定こども園 まさき幼稚園	18時 半まで	3歳以上	利用したい月の前月20日までに 申請が必要です。	30分毎 50円

【連絡先】※申込み等、各施設へお問い合わせください。

○松前ひまわり保育所 松前町大字北黒田187番地4 TEL:(089)984-2511
 ○白鶴保育所 松前町大字上高柳266番地1 TEL:(089)984-1088
 ○認定こども園エンゼル幼稚園 松前町大字西古泉561番地1 TEL:(089)984-6411
 ○認定こども園コモドまさき園 松前町大字西古泉498番地1 TEL:(089)985-1343
 ○認定こども園まさき幼稚園 松前町大字北黒田966番地2 TEL:(089)984-1456

※保育料無償化の対象児童でも、延長保育料はかかります。

広域利用について

「広域利用」とは町外の保育施設を利用することです。

保育施設は、基本的に町内の施設を利用しますが、里帰り出産や保護者の勤務先があるなど、町外の施設所在地の自治体が定める条件を満たすときは、町外施設の利用申込みができる場合があります。また、町外に引っ越すときなど、あらかじめ町外施設の利用申込みをしておくことで、引越後の保育施設の利用がスムーズになる場合があります。

※自治体により広域利用の条件が異なりますので、あらかじめ申込みが可能か御確認ください。

※勤務先を退職した場合、退職した月の月末で退所（退園）になります。

●松前町外の保育施設を希望するとき

申込窓口	子育て支援課 保育幼稚園係
申込の可否	施設所在地の自治体
書類	原則、松前町様式
締切日	施設所在地の自治体



障がいのある子どもの入所について

- 心身に障がいがあると思われる子どもは、受入体制を考慮する必要がありますので、利用申込みの際と施設での面談の際に必ずお知らせください。
- 子どもに障がい等がある場合、施設が子どもの生活を考慮し、加配（施設での生活をサポートする保育士等）が必要か判断します。加配が必要なときは、施設の職員数等の関係で入所できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- 利用申込み前に希望施設で事前面談をすることで、当該施設の職員数等が入所に影響するかどうかをあらかじめ確認できる場合があるため、事前面談をお勧めします。事前面談を行いたい場合は、各施設にお子さまの状況を説明いただき、面談日時を御相談ください。

利用調整（入所審査）について

- 世帯ごとの保育が必要な事由や状況に基づき、希望する施設の受入可能数に応じて、利用調整を行い、優先順位の高い子どもから入所を承認（利用を決定）します。単に先着順ではありません。

利用の内定について

- 保育施設の利用が内定されたときは、「保育所入所承認通知書」又は「利用保育施設決定通知書」が届きます。同封の案内に従って、入所（利用）開始までに施設で面談を行い、利用を契約してください。（保育所・園の利用契約は入所承認書の発送及び面談後の施設の利用承諾をもって町と利用者が契約したことになります。）

《御確認ください》

○求職活動で申込みしたときは、入所月の翌月末までに就職して、就労証明書を提出してください。提出できないときは退所（退園）となります。

○育児休業明けで申込みをしたときは、入所月の月末までに職場復帰して、復帰後の就労証明書を提出してください。提出できないときは退所（退園）となります。なお、あらかじめ職場には、復帰期限までに復帰が可能か確認してください。

○育児休業明けで申込みをしたとき、入所月の月末までに職場復帰の手続きをしていますが、有給休暇等を取得して、実際には職場に出勤しない場合は保育施設の利用はできません。

○妊娠・出産事由で利用できる期間は、出産予定月とその前後2か月間の5か月間です。

その後、継続して利用するためには、異なる事由が必要です。事由がない場合は退所（退園）となります。

○発達等が気になる子どもは、受入れ体制を考慮する必要がありますので、利用申込みや施設で面談を行う際に必ず相談してください。相談しないときは、入所承認や利用決定後であっても入所できない場合があります。

○第1希望以外の施設の利用が決定したとき、継続して第1希望施設の利用調整を希望する場合は、子育て支援課保育幼稚園係まで御連絡ください。

利用の保留について

- 希望月に入所できなかったときは、保育の利用が保留となります。「保育の利用保留通知書」を送付しますが、育児休業期間の延長手続き等で必要になりますので大切に保管をお願いします。（育児休業期間の再延長手続き等で「保育の利用保留通知書」の再交付が必要となりましたら、子育て支援課保育幼稚園係まで御連絡ください。）

- 保育の利用が保留となったときは、状況に変更がなければ年度末まで利用調整を継続して行い、利用が可能となった場合のみ改めて連絡します。なお、利用申込みを取下げの場合は、子育て支援課保育幼稚園係まで御連絡ください。

- 翌年度も保育施設の利用を希望するときは、新たに翌年度の利用申込みが必要です。翌年度の利用申込みは毎年10月頃に受付を行っています。9月下旬頃に松前町公式ホームページに掲載予定です。また、広報まさき10月号に掲載予定です。

1 一時預かりについて

保育施設を利用していない子どもが、家庭において保育を受けることが一時的に困難になったとき、一時的に保育を実施している施設があります。保護者が仕事や病気の場合や、リフレッシュしたいときなどにも利用できます。利用希望の人は、実施保育施設にお問い合わせください。
※利用条件（年齢、離乳、自立歩行等、事前登録、利用日数）がありますので、施設に御確認ください。

◆実施施設

○認定こども園エンゼル幼稚園 松前町大字西古泉561番地1 TEL：(089) 984-6411

2 認可外保育施設について

松前町内に所在する認可外保育施設は、下記の2施設です。保育内容や申し込み方法、利用料金等に関しては、施設に直接お問い合わせください。

種別	施設名	所在地	連絡先
企業主導型保育事業	キッズパオ エミフルMASAKI園	松前町大字筒井850番地	(089)995-8611
ベビーシッター (居宅訪問型保育事業)	SunnyFamily (サニーファミリー)	松前町大字筒井337番地11	090-4508-0254

※松前町では、町内外の認可外保育施設に通う第2子以降の0～2歳児の保育料を補助します(上限額あり)。

ただし、補助対象となるには条件がありますので、希望する方は下記まで御連絡ください。

◆問合せ先 子育て支援課保育幼稚園係 松前町総合福祉センター2階 TEL：(089) 985-4116

3 子育て援助活動支援事業

すべての子育て家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援するとともに、身近な地域社会の中で子育てしやすい環境づくりを目指して、「子育ての援助を受けたい人（利用者）」と「子育ての援助を行いたい人（サポーター）」を組織して子育て援助活動を支援する事業です。

◆対象

0歳から中学校3年生まで ※緊急援助活動は、生後6か月からです。

◆利用例

- ・保育施設、放課後児童クラブ等の送迎、又は病気により呼び出しの際の送迎や預かり
- ・保護者が病気や用事、臨時的な仕事で子どもの世話ができない時の預かり
- ・保護者の育児不安等による子どもの援助や産前、産後時に手助けが欲しい時の預かり

◆利用料金

援助活動の区分	利用日	利用時間	基準額
一般援助活動	平日	8時～20時	1時間あたり 1,000円
		上記以外	1時間あたり 1,100円
	土曜日 日曜日 祝日	8時～20時	1時間あたり 1,100円
		上記以外	1時間あたり 1,200円
緊急援助活動			1時間あたり 1,200円

※表は基準額となります。サポートの内容や時間などによって異なります。

※ご家庭の状況に応じて、補助金の交付を受けられる場合があります。

詳細は、子ども家庭センターはぐはぐへお問合せください。

◆事前打合せ

利用者・援助する子ども・サポーターがアドバイザー同席の下、子育て援助活動の内容を詳しく話し合います。事前打合せの日程調整は、センターが行います。

◆問合せ先

子ども家庭センター はぐはぐ（松前町総合福祉センター2階）

TEL：(089) 960-3269（平日・土曜日 8時30分～17時00分）



4 病児保育について

子どもが体調を崩したときに、保護者が勤務の都合等により家庭で保育できない場合、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的にお預かりします。

◆実施施設

○むかいだ小児科（病児保育室キッズハウス） 松前町大字恵久美792番地1

TEL：むかいだ小児科（089）985-0115 キッズハウス（089）985-3929

◆初めて利用する前に

事前登録が必要（※医師連絡票を記載してもらっていない場合は、当日の受診が必要です。）

◆利用時間

曜日	利用時間
月曜日～金曜日	8時30分～18時
土曜日	8時30分～12時30分
日曜・祝日、年末年始	休み



◆対象者

就学前の乳幼児及び小学校1～6年生

◆利用料金／日額（診察等にかかる費用は除く）

	1日	半日
利用料の区分	2,000円	850円（昼食なし）



※症状によって保険診療を必要とする場合があります。

◆利用できる病気について

担当医師が判断します。入院を必要としない程度の病気に限ります。

※隔離が必要な場合は、その時の利用状況によりお断りする場合があります。

また、定員数を超える場合は、自宅待機又はお断りする場合があります。

◆送迎について

保育施設等で子どもが体調不良となり、保護者が仕事等の都合で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師又は保育士が保護者の代わりに保育所等に迎えに行き、診察後、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で一時的にお預かりします。

※松前町に住所を有し、町内の保育施設や小学校に在籍している子ども（在宅児は利用不可）

※送迎サービスを利用するには、必ず事前登録が必要です。また、過去に1回以上、病児保育施設を利用したことがある子どもに限ります。

※送迎サービス利用料金（子どもが乗車した区間のタクシー代）が必要です。

◆広域利用について

松山市の病児・病後児保育実施施設を利用できます。

○ 石丸小児科	松山市三番町六丁目5番地1	TEL：(089) 921-2918
○ 天山病院	松山市天山二丁目3番30号	TEL：(089) 946-1515
○ 愛媛生協病院	松山市来住町1091番地1	TEL：(089) 961-1307
○ 三葉病児園	松山市山西町542番地1	TEL：(089) 952-1777
○ 高木保育園 Takagi AID+	松山市高木町252番地	TEL：(089) 994-8831

◆問合せ先

松前町総合福祉センター2階 子育て支援課 児童福祉係

TEL：(089) 985-4114 FAX：(089) 985-4158

松前町内保育施設一覧 ※1

受入年齢は、利用開始月の初日時点で到達している必要があります。

また、1歳児以上の利用は、基本的に幼児食に移行している子どもが対象です。

R8.4~
時間が変わ
ります！

施設名	定員	受入年齢	保育時間（平日）	延長保育 ※2	保育時間 （土曜日）	所在地 電話番号 FAX 番号
(公立) 松前ひまわり保育所	150	6か月～	(標)7:00～18:00 (短)8:00～16:00	有 (～19:00) (平日のみ)	(標)7:15～18:15 (短)8:00～16:00	北黒田 187-4 (089)984-2511 (089)984-2580
(公立) 黒田保育所	60	6か月～	(標)7:15～18:15 (短)8:00～16:00	—	(標)7:15～18:15 (短)8:00～16:00	北黒田 711-1 (089)984-1358 (089)984-1358
(公立) 小富士保育所	60	6か月～	(標)7:15～18:15 (短)8:00～16:00	—	(標)7:15～18:15 (短)8:00～16:00	大溝 118-4 (089)984-1161 (089)984-1161
(公立) 白鶴保育所	96	6か月～	(標)7:00～18:00 (短)8:00～16:00	有 (～19:00) (平日のみ)	(標)7:15～18:15 (短)8:00～16:00	上高柳 266-1 (089)984-1088 (089)984-1088
(私立) 岡田保育園	70	6か月～	(標)7:15～18:15 (短)8:30～16:30	—	(標)7:15～18:15 (短)8:30～16:30 ※3	西高柳 135-1 (089)984-2730 (089)984-2716
認定こども園	(公立) まさき幼稚園	30	3歳～	有 (～18:30)	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30	北黒田 966-2 (089)984-1456 (089)984-1456
	(私立) エンゼル幼稚園	120	6か月～	有 (～19:00)	(早朝)7:00～ (標)7:30～12:30 (短)7:30～12:30	西古泉 561-1 (089)984-6411 (089)984-8313
	(私立) コモドまさき園	39	4か月～	有 (～19:00)	(標)7:00～18:00 (短)8:00～16:00	西古泉 498-1 (089)985-1343 (089)985-1343
	(私立) 青葉幼稚園	75	6か月～	—	(標)7:30～12:30 (短)8:30～12:30	徳丸 332-2 (089)984-1361 (089)984-1901
小規模園	(私立) あおなみ まさき園	19	6か月～	—	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30	浜 1085-1 (089)994-8380 (089)994-8381

※1 施設によっては、お弁当が必要であったり、預かり日数に制限がある場合があります。

希望する施設で、保育内容や実費負担について確認してから申込みしてください。

※2 延長保育については、13ページを参照してください。

※3 岡田保育園の土曜保育の利用を希望する場合は、申込み前に園へ御連絡ください。

保育施設等の見学をオススメしています。見学することで園独自の制度（休園日や保育料以外の費用等）や園の雰囲気を知ることができます。

※見学の際には各保育施設で事前予約が必要です。



受入開始月齢早見表（0歳児）

利用開始月	4か月～受入	6か月～受入	利用開始月	4か月～受入	6か月～受入
4月	12月1日生まれまで	10月1日生まれまで	10月	6月1日生まれまで	4月1日生まれまで
5月	1月1日生まれまで	11月1日生まれまで	11月	7月1日生まれまで	5月1日生まれまで
6月	2月1日生まれまで	12月1日生まれまで	12月	8月1日生まれまで	6月1日生まれまで
7月	3月1日生まれまで	1月1日生まれまで	1月	9月1日生まれまで	7月1日生まれまで
8月	4月1日生まれまで	2月1日生まれまで	2月	10月1日生まれまで	8月1日生まれまで
9月	5月1日生まれまで	3月1日生まれまで	3月	11月1日生まれまで	9月1日生まれまで

Map of Matsuyama City showing the locations of various kindergartens and childcare facilities. The map includes major roads like National Route 56 and JR lines. Key facilities marked include:

- 認定こども園 エンゼル幼稚園 (pink dot)
- 認定こども園 コモドまさき園 (red dot)
- 認定こども園 青葉幼稚園 (red dot)
- 小富士保育所 (red dot)
- あおなみまさき園 (pink dot)
- 松前ひまわり保育所 (red dot)
- 黒田保育所 (red dot)
- 岡田保育園 (red dot)
- 白鶴保育所 (red dot)

Other locations marked include schools, parks, and public buildings.

様式第1号(第3条関係)

記入例

保・幼

教育・保育給付認定申請書

松前町長 様

※新年度利用開始の場合、教育・保育給付認定に要するため、教育・保育給付認定します。
※施設型給付費・地域型保育給付費・事業者が受領します。
※申請書等の記載事項は、利用調整・給付認定に必要です。
※事業者に提供することがあります。

すでに入所していたり、申込みをしたことがある場合は、給付認定保護者を書いてください。※認定証や保育料のお知らせの宛名の方(父か母)です。

令和 年 月 日

以上のことに同意の上、次のとおり申請します。 保護者氏名 松前 太郎

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日		性 別		障がい者・療育 手帳の有無		保護者との 続 柄																
	まさき じろう		〇〇年 〇月 〇〇日		男・女		有・無		子()																
	松前 二郎		RO.4.1時点年齢 〇 歳																						
			個人番号(マイナンバー)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2								
保護者	住所	伊予郡松前町大字筒井631番地																							
	〇〇.1.1現在	父: 松前町・松前町外() 母: 松前町・松前町外 伊予市								〇〇.1.1現在								父: 松前町・松前町外() 母: 松前町・松前町外 伊予市							
	連絡先	自宅	(089)985 - 4116				母携帯	080-〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				父携帯	090- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇												
認定証番号		2016039999																							
認定区分		1号 ・ 2号 ・ (3号)																							
認定期間		〇〇年 4月 1日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日																							
保育の希望の有無(※2)		有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。) 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)																							

※1 既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。

認定を受けているが、認定証が紛失しており、番号などが不明なときは、記入しなくてもかまいません。

(※2)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所型保育、小規模多機能型居宅介護施設、認定こども園(教育部分)をいいます。(以下同じ)。
・「有」を○で囲んだ場合は①~④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況(上記の子どもは除き、生計を一にする方(別居の父・母・兄弟姉妹を含む)を記入してください。)

子どもの世帯員	区分	子どもとの続柄	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	個人番号(マイナンバー) ※1											
						職業・学校名(学年)等 同居・別居の別											
	父		まさき たろう	(昭和・平成)	男	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
			松前 太郎	〇〇年〇〇月〇〇日生		会社員 同居・別居											
	母		まさき はなこ	(昭和・平成)	女	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
			松前 花子	〇〇年〇〇月〇〇日生		会社員 同居・別居											
	祖父		まさき なつお	(昭和・平成)	男・女	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
			松前 夏夫	〇〇年〇〇月〇〇日生		無職 同居・別居											
	祖母		まさき ふゆこ	(昭和・平成)	男・女	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8
			松前 冬子	〇〇年〇〇月〇〇日生		パート 同居・別居											
姉		まさき あきこ	昭和・平成	男・女	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	
		松前 秋子	〇〇年〇〇月〇〇日生		〇〇高等学校(2年) 同居・別居												
兄		まさき いちろう	昭和・平成	男・女	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	
		松前 一郎	〇〇年〇〇月〇〇日生		〇〇小学校(1年) 同居・別居												

別居している世帯員の住所 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇〇 (子どもとの続柄: 父)

生活保護の適用の有無	適用なし・適用あり (年 月 日保護開始)	保育施設の利用を希望する時点の学年等を記入してください。
ひとり親世帯該当の有無	該当なし・該当あり (母子・父子) □離別・死別 □	
在宅障がい者(児)の有無	該当なし・該当あり (対象者氏名: 松前 夏夫) □身体 □精神 □療育 □特児	

※生活保護の適用やひとり親世帯の該当、在宅障がい者(児)の該当がある場合には、その旨を証明する書類が必要です。

(表面)

※1 「世帯の状況」欄

入所を希望する子どもと同居（別々に暮らしているが住民票は同じ場合も含む）している親族について全て御記入ください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間		令和 ○ 年 ○ 月 1 日 から 令和 ○ 年 3 月 31 日 まで	
1号	内定済み施設名		
2号 3号	利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
		第1希望 ○○保育所	
		☒ 利用中 ☐ 兄弟姉妹が利用中 ☐ 自宅・勤務先から近い ☐ その他()	
		第2希望 ○○保育園	
		☐ 利用中 ☐ 兄弟姉妹が利用中 ☒ 自宅・勤務先から近い ☐ その他()	
第3希望 認定こども園○○		☐ 利用中 ☐ 兄弟姉妹が利用中 ☒ 自宅・勤務先から近い ☐ その他()	
(第4希望以降がある場合は記入してください)			
第4希望 ○○保育所 (希望理由) 勤務先から近い			

※幼稚園等の利用を希望する場合は「1号」の欄に、保育所等を希望する場合は「2号3号」の欄にそれぞれ記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。
※幼稚園等の利用を希望する場合には、記入の必要はありません。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父母祖父母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	
	姉	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☒ 就学 ☐ その他()	

希	利用日	利用時間
	① 平日のみ 2 平日と土曜	午前 8 時 から 午後 4 時 まで
① 保育標準時間認定		② 保育短時間認定

同居の65歳未満(義務教育と就学前児童除く。)の親族について記入してください。

署名欄

市町村民税の情報(同一世帯者を含み)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき保育認定教育・保育施設等に対して提出するに同意します。

松前 太郎

- 1 保育標準時間認定(保育時間 : 最長11時間)
⇒1か月120時間以上就労の場合(目安)
⇒保護者が勤務などで短時間認定保育の時間内に送迎できない場合
- 2 保育短時間認定(保育時間 : 最長8時間)
⇒1か月64時間以上120時間未満就労の場合(目安)
⇒内職などで送迎に融通が利く場合

※保育時間の設定は、施設ごとに異なりますので、各施設にご確認ください。

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して町に提出する場合)

施設(事業者)名	(事業所番号:)	個人番号利用に係る確認欄	提出者 本人・代理人(氏名:)
入所契約(内定)日	令和 年 月 日		身元確認書類 あり・なし
個人番号利用に係る確認者(確認者氏名)			個人番号確認書類 あり・なし
			個人番号確認に係る同意 あり・なし

(裏面)

- ・教育・保育給付認定申請書は子ども1人につき1枚必要です。
- ・提出していただく際に本人確認(運転免許証等)、マイナンバーカードをお持ちください。

記入上の注意

この給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ松前町役場（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の子どもが同時に申請を行う場合は、それぞれの子どもごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲み、「障がい者・療育手帳の有無」の欄は、申請子どもに係る障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「個人番号（マイナンバー）」の欄には、申請に係る小学校就学前子どもの個人番号を記入してください。
- 3 「保護者」の欄は、住所及び連絡先を記入してください。また、1月1日現在の住所地について、該当するものを○で囲み、松前町外の場合は（ ）内に市区町村名をご記入ください。
- 4 「認定者番号」「認定区分」「認定期間」の欄は、申請に係る小学校就学前子どもが既に教育・保育給付認定を受けている場合に、当該子どもに係る認定者番号、認定区分、認定期間を記入して下さい。
- 5①「世帯の状況」の欄は、申請に係る小学校就学前子ども本人以外で、保護者と生計を一にしている親族等全員について記入してください。（別居の両親及び兄弟姉妹を含む。）なお、別居している世帯員がいる場合は、「別居している世帯員の住所」欄に住所を記入してください。
「性別」及び「同居・別居の別」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、「個人番号（マイナンバー）」欄に各世帯員の個人番号を記入してください。
- 6 ひとり親世帯等に該当する世帯は、市町村民税所得割額の階層によって利用者負担額が軽減される場合があります。「生活保護の適用の有無」欄、「ひとり親世帯該当の有無」欄、「在宅障がい者（児）の有無」欄について、該当するものを○で囲んでください。なお、ひとり親世帯等の定義については以下のとおりです。該当する場合は、その旨を証明する書類の提出が必要です。

- （1）ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で、現に子どもを扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。以下同じ。）
- （2）次に掲げる在宅障がい児（者）のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者
- （3）その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯をいう。以下同じ。）

（裏面）

- 7②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学期間に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間のうち、年度末までの範囲内で記入して下さい。）
 - 8 幼稚園等の利用を希望する場合は「1号」の欄に内定を受けている施設名を記入してください。
保育所等の利用を希望する場合は「2号3号」の欄に希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、自宅から距離が近いため等）を記入して下さい。
- ※裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 9 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には子どもの面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1) 就労	（家庭外労働）保護者が家庭の外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合 （家庭内労働）保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をするため、子どもの保育ができない場合
(2) 妊娠・出産	保護者が出産の前後のため、子どもの保育ができない場合
(3) 疾病・障がい	保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、子どもの保育ができない場合
(4) 介護等	子どもの家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつも同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、子どもの保育ができない場合
(5) 災害復旧	火災や、風水害、地震などの不幸があり、家庭を失ったり、破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合
(6) 求職活動	子どもの親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、子どもの保育ができない場合
(7) 就学	子どもの親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、子どもの保育ができない場合

- 10③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した子どもの世帯員のうち、両親及び両親以外の同居している親族等ごとに、子どもを保育できない理由を9の表(1)～(7)に掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック（☑）して下さい。なお、(1)～(7)の場合以外で子どもを保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を（ ）内に記入して下さい。また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。

- 11④「税情報等の提供に当たった署名欄」は、署名欄の記載内容を確認のうえ、署名して下さい。

（留意事項）

- 12 給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
 - ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめ御承知下さい。

— こんなときは手続きが必要です —

家庭状況に変更があった場合は速やかに変更手続きをしましょう。
保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、保育施設を利用できなくなります。



■ まず保育施設又は子育て支援課保育幼稚園係へ報告を！！

保育施設で必要な書類を受け取ってください。（子育て支援課保育幼稚園係でもお渡しできます。）

■ 書類を提出

次の書類を保育施設又は子育て支援課保育幼稚園係へ提出してください。

☒	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請書
-------------------------------------	---------------------------------

※ただし、変更申請書が必要ない場合もあります。※

+

（保育施設に通うためには認定が必要です。）

	こんなとき	必要な手続き	必要量	認定期間
☐	仕事が決まった 仕事が変わった 契約内容の変更	就労証明書 ----- ※月 64 時間以上の労働が必要 就労証明書 + 【自営業の方は下記のいずれかのコピー】 ・営業許可書・会社の登記事項証明書・開業届・領収書 ・会社のパンフレット・売上伝票・出荷伝票・売買契約書	標準時間 短時間	3号認定：3歳の前々日まで 2号認定：卒園まで
☐	求職活動	求職活動申立書 (ハローワーク登録の場合はハローワークカードの写しも添付)	短時間	2か月間
☐	妊娠・出産	母子手帳（表紙・出産予定日記入ページ）の写し	標準時間	出産予定月+その前後2か月間 (5か月間)
☐	育児休業	就労証明書（又は育休期間、復帰後の勤務時間・日数の記載された育児休業取扱通知書の写し）	短時間	育児休業対象者が満1歳に達する月の月末まで
☐	育児休業明け	就労証明書 ※職場復帰後のもの ----- ※月 64 時間以上の労働が必要	標準時間 短時間	3号認定：3歳の前々日まで 2号認定：卒園まで
☐	親族の 介護・看護	介護・看護申立書 + 介護や看護を必要とする方の身体障害者手帳等がないときは、療育手帳、診断書又は要介護認定を受けた介護保険被保険者証の写し	標準時間	介護・看護が必要な期間
☐	保護者の 疾病・障がい	身体障害者手帳等がないときは、療育手帳又は診断書	標準時間	療養が必要な期間
☐	就学 (職業訓練校含む)	在学証明書（又は学生証の写し、合格証書の写し） + 授業時間割の写し	標準時間 短時間	就学期間終了月の月末まで
☐	災害復旧	申立書 + 罹災証明書がある場合は証明書等	標準時間	

※保育施設の利用申込後や利用中に、下記の世帯状況に該当した場合は、必ず必要書類を提出してください。

世帯の状況	必要書類
ひとり親家庭	ひとり親家庭医療費受給者証、遺族年金証書がある場合は、その写し（戸籍謄本が必要な場合があります。）
同居親族に障がい者（児）がいる	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書がある場合は、その写し
兄弟が1号認定を受けずに幼稚園や発達支援施設などを利用	兄弟の在園証明書 ※提出の要否が不明な場合は、お問い合わせください。

※ 転居した・給付認定保護者が転出した・離婚等により保護者、子どもの氏名に変更があった等も変更手続きが必要です。

< 注意 >

変更があったにもかかわらず手続きされない場合、入所内定を取り消したり、退園していただくことがありますので、御注意ください。御不明な点がある場合は、子育て支援課保育幼稚園係まで御問い合わせください。

まずチェックしよう！



□松前町に住民票はありますか？

松前町に住民票がない場合や松前町に引っ越し予定の場合は、申込み時にお住まいの（住民票のある）自治体で申込みとなります。お住まいの自治体にお問い合わせください。

□保育の必要性はありますか？ → P6ページ

保育の必要性がない場合は申込みできません。

育児休業中の申込みについては利用開始月の月末までの復帰が条件で申込みできます。

□いつから利用希望ですか？ → P4ページ

新年度（4月）入所と年度途中（5～3月）入所で申請のタイミングが異なります。

詳細は4ページを御確認ください。

※町外施設を希望されるときは施設所在地の自治体が定める締切日を確認してください。

□希望施設の入所要件は満たしていますか？ → P17ページ

施設によって受入年齢が異なります。申込みできる施設か御確認ください。

父や母の勤務先が町外にあるときや里帰り出産するときは、町外施設も松前町で申込みできる場合があります。

□同居の親族（義務教育の方を除く 65 歳未満）はいますか？ → P7ページ

同居の親族がいる場合は証明書類の提出が必要です。高校生も学生証の写し等がいります。

証明書類を提出しないときは、審査時に減点されます。

（住所が同番地でも生計が別の親族がいる場合、家庭状況により必要書類が異なります。

窓口で御相談ください。）

◎兄弟が保育所を利用している、又は、既に申込みをしている場合はお知らせください。

家庭状況に応じて提出が必要な書類をお渡しします。

申込みをする際は全て書類を揃えてください。書類に不備がある場合は受付できないことがあります。

※窓口に来る方の免許証、世帯全員のマイナンバーカードを持参して申込みに来てください。